

議 案 第 54 号

松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

病院事業の管理者の権限に属する事務を処理させるための組織に、建設事務局を追加するため。

松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

松戸市病院事業の設置等に関する条例（昭和43年松戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条中「管理局」の次に「及び建設事務局」を加える。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。